



広報啓発グッズ

定しました。様々なパターンを考えたのですが、犯罪被害者支援を訴えるにはどのようにすれば良いか非常に難しかったです。また、今回の啓発活動などを通して、犯罪被害者等支援が社会全体に浸透していないということを感じました。実際、小松空港利用者にチラシなどを配った時に「犯罪被害者支援って何のことかわからない」という声を耳にしました。チラシを見て首をかしげている方もいらっしゃいました。

そこで、少しでも犯罪被害者支援というものを知ってもらうために、大学を会場とした犯罪被害者支援フォーラムなどを開催すればいいのではないかと、思います。なぜ大学を会場にするのかと

言うと、大学周辺の地域住民が足を運びやすいだけでなく、学生も気軽に行けるからです。遠い会場ならば行くのが億劫になってしまうことが考えられますが、大学ならば大学周辺で暮らしている学生も気軽に参加でき、学生・地域住民どちらにも犯罪被害者支援を普及出来るのではないかと考えています。大学を中心とした地域展開です。こういったフォーラムを通して、学生や地域住民に犯罪被害者支援を知ってもらって知識を増やしてもらう事が支援の第一歩だと思います。

今回のモデル事業の改善点ですが、他大学の学生ともっと交流できる機会を増やして意見交換ができればいいなと感じました。他大学の学生も参加しているのに大学ごとのメンバーでの活動になってしまい、啓発活動や広報活動（グッズ製作・CM作成・フォーラム運営）などの活動で他大学の意見を取り入れられませんでした。大学を混ぜて各活動のメンバーを構成したり、グループディスカッションしたりするなど、他大学の学生の犯罪被害者支援に関する意見を聞いてみたかったです。

私自身、いつ犯罪被害に遭うかわかりませんし、家族や友だちもいつ犯罪被害者になるかわかりませんので犯罪というのはすごく身近にあるのではないかと、本当に思います。また、今後も犯罪被害に遭われた方に触れる可能性があるのも、もっと敏感になってアンテナを立てて犯罪被害者支援に、関わっていきなと感じました。私は「犯罪被害者支援を何も知らない」状況から、「ステップアップして知っている」立場になったので、これからいろいろ勉強もして、今後犯罪被害者支援を知らない人に「こういうことをやっているよ」「簡単なことでも支援ができるよ」というのを伝えていきたいです。



街頭キャンペーン活動

○ T.H 中京大学法学部3年（当時）

私は、第2回目のフォーラム、しいのき迎賓館にてパネリストとして参加しました。今回のフォーラムでパネリストとして参加できたことで、自分の考えを持ち、自分の意見を述べる良い機会となりました。

大学では多くの人たちの前で話し合う機会がなく、高校までは学校全体または学年全体で、課外授業の一環として講演会に出席することがありましたが、大学



大学生等を対象としたフォーラム

ではそういったことはなく個人的に参加することとなり、実際に足を運ぶ機会が減って、犯罪被害に遭われた方のようなご本人による講演を聴く機会も少なくなりました。そういったなかで今回のボランティアを通じて、岡本さんの講演を直接お聴きし、多くの大学生や警察学校の学生を前にして率直な感想や意見を述べることができました。やはり、岡本さんご本人の講演を直接聴くことができたことが一番貴重な体験であったと思います。

私は大学に進学してから、サークル活動を通じて県警と協力したボランティアや震災ボランティア等、様々なボランティアをしてきました。そのなかでも今回は、内閣府・県・県警・その他団体が関与した事業ボランティアであり、規模も大きく、学生が主体という面でとてもやりがいがあったように思います。

今回パネリストとして難しく感じたことは、直接被害にあった話をお聴きした上で、学生という立場において何をすることができるかを考えることや、将来、就職してから何ができるかを具体的に考えることでした。普段、私自身に何ができるかを考えることが少なかったことから、自分なりに実態を踏まえて、深く考えました。

当日のフォーラムに関しては、始まる前は正直、時間が余ってしまうのではないかと心配に思っていました。司会者の方のスムーズな運びや、実際に意見交換を行うことで結果的には、まだ話したかったことや伝えたいことが残っていました。

今回のボランティア事業を進行していく上で、直接岡本さんご本人にお会いしたのが当日のみであり、打ち合わせの回数も比較的少なく感じました。そういったことから、個人的に他のパネリストと考える場を設けたりもしました。もっとパネリスト同士の話し合いやご本人の講演以外のところでお話を伺い、コミュニケーションを図る場があれば、より充実したパネルディスカッションになったと思います。

今後、犯罪被害者等支援に関して、多くの学生に知ってもらい、ボランティアに参加してもらうためには様々な工夫が必要だと思いました。学生自ら見つけ出すことは難しく、私自身、紹介がなければ携わっていなかったと思います。初めて、犯罪被害者等支援と聞くと、なにか難しそうなイメージもあり、なかなか興味を持ってもらうには難しいと思います。学生には大学側からの連絡を通じて広めて頂けると良いと思います。県のボランティア団体や自治体が、大学との連携を図ることや、最近流行り

のツイッターやフェイスブックなどを活用した広報が効果的だと考えました。

フォーラム自体に関しては、今回のような規模であるならば、回数を数回に分け参加できる日を多く設けることで、足運びをしやすく、反対に1回でより多くの人数を集めることも、伝えることができる範囲が拡大し、効果的だと思います。

最後に、今回のボランティア事業では、数多くの人の前で話すことや岡本さんご本人の講演を聴くことができる貴重な体験となりました。学生である私たちが、感じるものや意見を主張し、フォーラム後も学校のゼミ活動等を通じて、他の学生に広めることもできました。近い将来に就職をし、これから社会の主体となっていく大学生の間に、今回のような事業があると、学生だけでなく、様々なメリットが生まれると思うので、活性化していくべきだと思います。

○ T.H 金沢星陵大学人間科学部スポーツ学科1年（当時）

僕は高校時代の先輩の誘いを受けてこの被害者支援の活動に参加しようと決めました。最初は、時間があつたからボランティアを行おうという正直安易な気持ちで参加したことを覚えています。まず初めに石川県県庁に集まり、被害者支援の大まかな説明を受けました。活動の内容としてはパネルディスカッション、グッズ作成、CM作成の3つがあり、僕はパネルディスカッションのパネリストをやってみないかとの誘いがあり、パネリストに選ばれました。正直、最初はやったことのないパネリストという役割を受けて戸惑いしかありませんでした。しかしこれもいい経験だと考え、この経験を将来の自分のために活かそうと思い切ってパネリストになることを決意しました。

まずパネルディスカッションを行うにあたって、被害者の方の実際に受けた被害のことについて書かれてあるものを読ませていただきました。正直、読んでいてとても胸が苦しかったことを今でも覚えています。ガソリンをかけられて火をつけられた。しかしそれだけで終わらず、救急隊員が先に加害者を病院に搬送するという行動や生活保護の担当の方たちの対応の仕方など、僕ではとても耐えられないと感じさせられる内容でした。これを一通り読み、当日被害者の方たちとランチを食べながらパネルディスカッションの流れについて大まかな打合せを行いました。その時初めてお会いした被害者の方の痛々しい傷跡が今でも頭から離れません。それでもこれまで闘ってきたというその方はとても強い人だと感じました。

打合せが終わりいざ本番を迎え、実際の方の話を聞いて、自分でその方の体験談を読んだ時とは比べ物にならない感情などが湧き起りました。その方の一言一言がダイレクトに心に響いてきました。僕一人の力ではこの方に何をしてあげられるだろうか、僕の発言で何か救ってあげることができるだろうか、軽はずみな発言で被害者の方の傷口を開いてしまわないだろうか、とても考えさせられました。それでも自分の思ったこと、感じたことをみんなに聞いてほしい、いろんな人にもこの問題について一緒に考えてほしい。そう考え、僕はパネリストとして感じたことを全て話そうと思いました。このようにして犯罪被害者支援フォーラムは進行していきました。

このパネルディスカッションを通じて、人前で喋るということの大切さや難しさ、

話をまとめる能力の重要性について学びました。正直なところ、自分の話したいことを全てお伝えすることはできませんでした。しかしとてもいい経験をする事ができたと思いましたが、これは自分の財産になると感じています。

もう一つは、人の輪ということです。僕はパネルディスカッションに大学の友人を誘いました。たった一人ではありますが、これがだんだんと広がりやがて大きな輪になればこの支援について多くの人を知ることができ、今まで以上に犯罪被害者支援を大きなものにしていくことができると考えています。今回だけの参加に終わらず、これからも積極的に参加していきたいと考えています。

僕は、犯罪の被害に遭い苦しんでいる人がいる、そしてその被害者の方たちを支援しようとするような活動を行っている、ということを経験した人に知ってもらい、みんなで被害者の方々をサポートして二次被害や三次被害、そして犯罪そのものの存在を抑えていけたらと考えています。そして、この手記を読んでもらい、犯罪被害者支援の輪を全国に広げていけたらという気持ちでいます。



スポットCM (学生が出演)

第2節

支援等のための基盤・体制整備状況

「犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に（基本法第3条第2項）」、また、「犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れなく受けることができるよう（同条第3項）」講ぜられることが期待されている。

そのため、国、地方公共団体、日本司法支援センターその他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、「相互に連携を図りながら協力しなければならない（基本法第7条）」。そして、これを実現するために、第2次基本計画において、「V 重点課題に係る具体的施策一第4 支援等のための体制整備への取組」

として、相談及び情報の提供等に関する50施策、調査研究の推進等に関する14施策、民間の団体に対する援助に関する9施策が掲げられている（なお、再掲含む）。

その例として、内閣府において、地方公共団体における被害者支援の窓口となる部局（以下「施策主管課」という。）等の設置を促し、地方公共団体として犯罪被害者等への支援を行う際の留意点や関係機関・団体等の支援内容や連絡先等をまとめた「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」の作成・活用等について要請するとともに、先進的・意欲的な取組を実施している地方公共団体による事例紹介等を通じ、情報の共有化及び各地方公共団体の取組を促進することとされている（第4-1-(1) ア及びイ、施策番号141、142）。また、内閣府において、地方公共団体